

## 感染症対策についてのお願い

学校体育施設利用団体 各位

北谷町教育委員会  
教育長 原田 利明

令和5年5月8日(月)より新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置づけが2類相当から季節性インフルエンザと同等の5類へ変更されました。

それに伴い、学校体育施設に係る新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドラインも廃止することとなりました。

しかしながら、令和5年5月7日現在までの沖縄県内の新型コロナウイルス感染症新規感染者数は増減を繰り返しており、終息には至っていない状況です。

つきましては、感染予防のため利用時は下記のことについて御協力いただきますようお願い申し上げます。

### 記

1. 咳や鼻水、発熱など風邪症状のある団員がいる場合、当該団員は利用を控えるよう御協力をお願いします。
2. 利用前後の手洗やうがい、手指の消毒、プレー中以外で距離が取れない場合はマスクを着用するなど基本的な感染症対策を取るようお願いいたします。
3. 各学校施設により一部施設の使用制限がある場合、学校側の指示に従ってください。
4. 上記の他、教育委員会や学校長等から感染症対策について協力依頼があった際は、御協力をお願いいたします。

#### 【お問い合わせ先】

北谷町教育委員会 教育部  
社会教育課 社会体育係  
TEL : 098-982-7707